

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和7年度)【概要】

資料2

■報告書の内容

- ①令和7年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(29名)

2. 相談実績

(1) 令和7年度の実績

○令和7年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**65件**、継続案件**2件**(R7.4.1～R8.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 9件、③その他 49件)

○新規事案件数は、令和6年度76件、令和5年度79件と**減少**

(2) 相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	類型	①差別	②合理的 配慮の 不提供	その他						合計
				③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1	1						1	3
イ 労働		4	2	2				1	2	11
ウ 商品・サービス		4	2		1			1		8
エ 福祉			1		6			1	1	9
オ 障害福祉			1	2	3		1		2	9
カ 医療					4					4
キ 建物・交通			1				1			2
ク 不動産										
ケ 地域			1							1
コ 情報										
サ 意思										
シ その他				1	5			4	10	20
合 計		9	9	5	19	0	2	7	16	67

●障害者等の障害種別

・精神障害	31件
・知的障害	14件
・肢体不自由	9件
・発達障害	7件
・聴覚障害	4件
・視覚障害	2件
・難病	0件
・その他・不明	8件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

(3) 相談事例

【障害福祉分野】 不快・不満

○重い言語障害や嚥下機能の障害があるため、グループホームでは誤嚥の危険性から好きなものを食べさせてもらえない。意思を理解することは容易ではないが、可能な限り意思を尊重するべき。

→県が、当事者が利用している相談支援事業所や日中一時支援事業所、グループホームから聞き取りや調整を行った。本人の要望と関係者の中で認識にずれがあり、関係者が認識を共有し可能な範囲で本人の要望に応える必要があることから、グループホームに対してケース会議の中で食事に関する共通認識を図れるよう対応を依頼。結果として、利用者は満足している。

【商品、サービス分野】 差別

○盲導犬を連れて飲食店に入店しようとしたところ、対応方法がわからないとして入店を断られた。

→店が混んでいたことやこれまで対応したことがなかったこと、動物アレルギーがある客がいる可能性があることを考慮して断ってしまった。今後はできれば予約を取ってほしいとのことだった。再度予約を求める意図を確認したところ、盲導犬同伴の有無に関わらず、ランチタイムは通常混んでおり、予約を取った方が確実であるとの意図を確認した。

(4)相談活動まとめ等

①基本姿勢

様々な障害特性や背景を持つ方から幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられるため、どのような相談でもまずは傾聴し対応

②相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
内閣府が実施する研修等にも積極的に参加

③事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

令和7年度は条例見直しに向けた条例見直し検討部会を設置し議論を行った。

(2)地域アドボケーター研修 参加者計23名(令和8年2月4日)

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害のある方が身近に相談できるよう、福祉圏域ごとに地域相談支援員(地域アドボケーター)を設置している。適切な業務実施に向けた相談に関する研修および地域アドボケーター同士や県の相談員との情報交換により、連携強化を図った。

(3)普及・啓発活動

①わたSHIGA輝く国スポ障スポ2025における啓発

開閉会式会場の「おもてなSHIGAエリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し啓発した。

日程 令和7年9月28日(国スポ開会式)

令和7年10月27日(障スポ閉会式)

場所 開閉会式会場「おもてなSHIGAエリア」(彦根総合スポーツ公園内)

参加者数 国スポ開会式(R7.9.28):約250人、障スポ閉会式(R7.10.27):約400人

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 57回

③合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 8件

④共生社会サポーター

・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 100事業所

4. 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となったことから、事業者向けの啓発が必要

⇒県民への啓発方法の工夫、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの研修会、情報交換会等の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討。県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

令和7年度末で条例が施行されてから7年が経過し、その間の障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が条例と同じく義務となりました。また、条例施行後、差別や合理的配慮の提供事例等、様々な事例が蓄積されつつあり、課題も見えてきました。こうした状況を踏まえ、令和7年度に条例の規定に基づく条例見直しを行うため、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会に条例見直し検討部会を設置し、議論が進められてきたところ、県の諮問に対する答申がありました。

令和8年度は県において、この答申を踏まえた条例改正に向けた調整を行っているところです。県として、今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、共生社会の実現に向けて工夫した取組を行っていきます。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和7年度)

滋 賀 県

(令和8年●月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1)条例における相談対象	… 3
(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3)障害者差別解消相談員	… 4
(4)地域アドボケート(地域相談支援員)	… 4
2 相談実績	
(1)令和7年度相談概要について	… 5
(2)相談件数等のクロス表	… 6
(3)相談事例	… 9
(4)相談活動のまとめ	… 12
3 その他の活動状況	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 14
(2)地域アドボケート研修の実施	… 15
(3)普及・啓発活動	… 15
4 課題に対する今後の取組	
(1)事業者・県民への普及・啓発等について	… 17
(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 18
(3)最後に	… 18
参考資料	
(1)条例における分野別規定	
(2)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿	
(3)滋賀県地域相談支援員(地域アドボケート)名簿	

はじめに

この報告書は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下、「条例」といいます。)施行後の取組状況や障害者差別等に関する令和7年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。

また、条例の前文で、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務」とされており、この条例が目指す共生社会の実現への道標としてこの報告書がその参考になることを願っています。

条例では、制定時から事業者による合理的配慮の提供が義務となっていました。令和6年4月からは障害者差別解消法においても義務となったところです。

この報告書に記載している相談実績や差別、合理的配慮の事例等から共生社会の実現のために、行動していただくきっかけになればと思います。

令和7年度は、条例の見直し規定を踏まえ、当事者や関係団体、事業者等からヒアリングを行うとともに、条例に基づく障害者差別のない共生社会づくり委員会やこの委員会に設置した条例見直し検討部会において、課題や成果、条例に何が足りていないかなど、条例の見直しに向けた議論を行ってきました。

令和8年1月には、知事から障害者差別のない共生社会づくり委員会に対し、条例見直しについて諮問を行い、同年3月に知事への答申がありました。この答申を受け、県において改正条例案の作成等を経て、令和8年度に県議会に改正条例案を提出する予定です。

今回の条例見直しにより、条例がよりいっそう実効性あるものとなり、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向け、県として引き続き取組を強化してまいります。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる事案を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝え、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法でも、R6.4～「義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

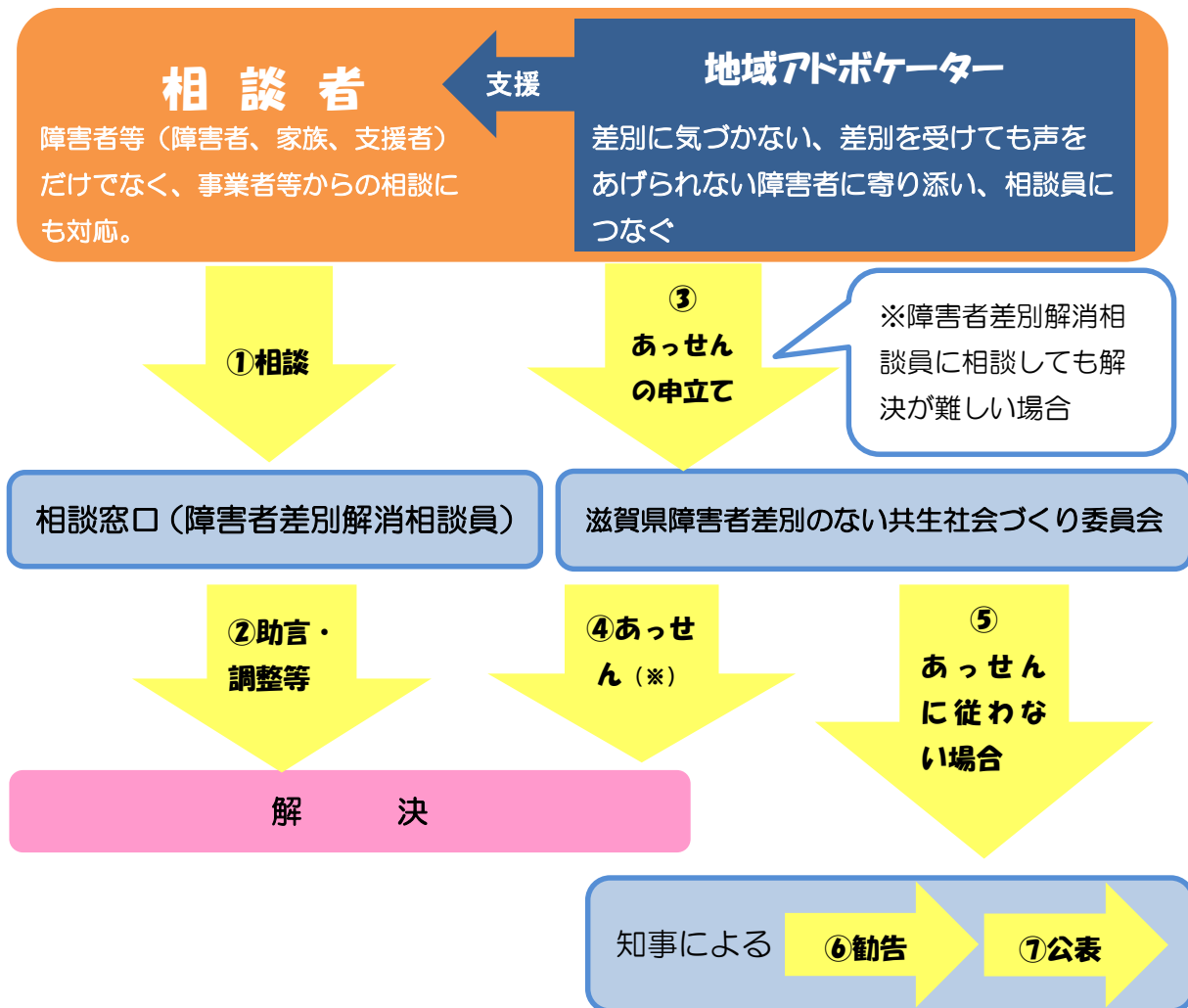
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
 - ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
 - ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
- ※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり合理的な配慮がなされなかったりなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員(以下「相談員」という。)を健康医療福祉部障害福祉課 企画・共生推進係に2名配置しています。

相談員は、専用の電話やメール等で相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケート(地域相談支援員)

地域アドボケート(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなど相談員に繋ぐことにより、障害者の権利を擁護する役割を担っていただいております。相談員と連携しながら事案の解決を図っています。

令和7年10月1日から2年間の任期で、現在4期目の体制となっています。

<地域アドボケートの地域別人数>

(令和7年度末時点)

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	7人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	6人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	3人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	5人
高島圏域	高島市	2人
合 計		29人

2 相談実績

(1)令和7年度(R7.4.1～R8.3.31)相談概要について

相談員に寄せられた新規相談件数は、合計65件でした。

	新規受付	前年度 から継続	次年度へ継続	終結
令和7年度	65	2	1	66
令和6年度	73	3	2	74

令和7年度 月別・相談件数

■新規事案件数 計 65件【令和6年度実績 新規事案件数 73件】

(別途、令和6年度からの継続件数 2件)

■男性 33 件 、女性 32 件

令和7年度

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数	3	10	6	5	1	4	10	2	8	3	5	8	65

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

イ 令和7年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(20頁参照)(継続2件含む)

類型	① 差別	② 合理的配慮の不提供	その他						合 計
分野			③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備	⑥意見・要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	1	1	0	0	0	0	0	1	3
イ 労働	4	2	2	0	0	0	1	2	11
ウ 商品	4	2	0	1	0	0	1	0	8
エ 福祉	0	1	0	6	0	0	1	1	9
オ 障害福祉	0	1	2	3	0	1	0	2	9
カ 医療	0	0	0	4	0	0	0	0	4
キ 建物	0	1	0	0	0	1	0	0	2
ク 不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケ 地域	0	1	0	0	0	0	0	0	1
コ 情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	0	0	1	5	0	0	4	10	20
合 計	9	9	5	19	0	2	7	16	67
			49						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和7年度件数	令和6年度件数
肢体不自由	9	15
視覚障害	2	5
聴覚障害	4	4
内部障害	0	0
知的障害	14	9
精神障害	31	34
発達障害	7	4
難病	0	3
その他・不明	8	10
合 計	75 件	84 件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しません。

エ 相談者の属性

相談者	令和7年度件数	令和6年度件数
本人・(当事者)	43	51
家族	6	8
地域アドボケート	4	7
支援者	1	3
関係者	2	1
事業者	3	1
行政(市町他)	8	5
その他	0	0
合 計	67件	76 件

オ 相談方法

※複数の相談方法、障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しません。

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明・その他	総計
面談	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
電話	7	2	4	0	13	30	6	0	5	67
FAX	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
メール	1	0	0	0	2	1	1	0	2	7
郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10	2	5	0	15	31	7	0	8	78

(2)相談件数等のクロス表

※複数の障害種別に該当する場合があるため、
合計は相談件数と一致しません。

ア 令和7年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	地域アドボ ケーター	支援者	関係者	事業者	行 政 (市町他)	その他	総計
肢体不自由	5	1	2	0	0	1	0	0	9
視覚障害	2	0	0	0	0	0	0	0	2
聴覚障害	0	2	0	0	1	1	0	0	4
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	7	3	1	0	0	0	3	0	14
精神障害	25	2	0	0	1	0	3	0	31
発達障害	5	1	0	0	0	0	1	0	7
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	5	0	0	0	0	1	2	0	8
合 計	49	9	3	0	2	3	9	0	75

※複数の障害種別に該当する場合があるため、
合計は相談件数と一致しません。

イ 令和7年度 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
イ 労働	0	0	0	0	3	7	1	0	1	12
ウ 商品	1	1	1	0	0	1	2	0	2	8
エ 福祉	0	1	1	0	2	4	1	0	1	10
オ 障害福祉	4	0	2	0	1	3	0	0	2	12
カ 医療	1	0	0	0	0	3	1	0	0	5
キ 建物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ク 不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケ 地域	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
コ 情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	1	0	0	0	6	13	2	0	1	23
合 計	9	2	4	0	14	31	7	0	8	75

(3)相談事例

令和7年度に障害福祉課に寄せられた相談に対して相談員等が対応した事例を紹介します。
なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報の適正な取り扱いを図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】

グループホームへの要望について(障害福祉分野)

【相談者】

当事者(地域アドボケーターを通じた相談)

【相談の内容】

グループホームで生活している方が支援者とともにアドボケーターに相談に来た。重い言語障害や嚥下機能の障害があるため、グループホームでは誤嚥の危険性から好きなものを食べさせてもらえないとのこと(おかゆ状のもののみ)。重い言語障害のため、本人の意思を理解することは容易ではないが、可能な限り意思を尊重すべきである。

【対応・結果の概要】

当事者が利用している相談支援事業所や日中一時支援事業所、グループホームから聞き取りを行った。

日中一時支援事業所からの聞き取りでは、刻んだ肉なども問題なく食べており、グループホームの食事量が少ないとの不満を漏らしていることを確認した。

グループホームからの聞き取りでは、偏食がありおかずしか食べず、別にカップ麺を準備することもあり、特別メニューにも対応していることを確認した。

本人の要望と関係者の中で認識にずれがあり、関係者が認識を共有し可能な範囲で本人の要望に応える必要があることから、グループホームに対してケース会議の中で食事に関する共通認識を図れるよう対応を依頼した。

その後も、アドボケーターを通じて県に何度か相談があり、グループホームにおいても調整がなされ、当事者の満足のいく食事をとることができている。

【区分】不快・不満／肢体不自由、言語・そしゃく・嚥下機能障害

◇所見

- ・当事者が地域アドボケーターに相談したことで県に繋がった相談事例です。地域アドボケーターと連携し適宜情報共有しつつ、本人の要望をグループホームに伝えるとともに、改善に向けた提案をするなどの対応をしました。
- ・本事例は、障害者差別等に関する相談ではないと考えられますが、障害のある人の要望や希望に寄り添い、地域アドボケーターや県が間に入って調整を行うことで、障害のある方の生活の質の向上に繋げることができたと考えています。

【事例2】

飲食店における盲導犬入店拒否(商品の販売・サービス分野)

【相談者】

当事者

【相談の内容】

盲導犬を連れて飲食店に入店しようとしたところ、「これまで盲導犬同伴の入店の対応をしたことがないため、どのように対応すればよいかわからない。」として入店を断られた。盲導犬同伴の入店を拒否する店をなくしてほしい。

【対応・結果の概要】

当該事案が発生した飲食店に県が聞き取りを行ったところ、当時、店が混んでいたことやこれまで対応したことがなかったこと、動物アレルギーがある客がいる可能性があることを考慮して断ってしまった。断ったことが気になっていた。今後は理解した上で受け入れたいが、できれば予約を取ってもらいたいとのことだった。

予約を求める意図を確認するため、再度飲食店に連絡し、盲導犬同伴者のみに予約を取ることを求めることも差別にあたることを説明したところ、ランチタイムは通常混んでおり、予約を取った方が確実であるという意味であったとのこと。

後日、県から介助犬に関するパンフレットを送付し、啓発を行った。飲食店との調整結果を相談者に伝えたところ、相談者は了承された。

【区分】差別／視覚障害

◇所見

- ・身体障害者補助犬の同伴者への対応がわからずに入店拒否となった事例です。調整の結果、この飲食店からは理解を得ることができましたが、身体障害者補助犬同伴者の対応がわからない飲食店もまだまだあることが想定されます。
- ・今後も身体障害者補助犬の理解を促進するため、県としても引き続き啓発を行っていく必要があると考えています。

【事例3】

障害者等用駐車場に置かれた工事資材について

【相談者】

地域アドボケート

【相談の内容】

障害者等用駐車場に工事の資材等が置かれており、駐車場としての機能を全く果たしていない。条例がある中で県民の理解が進んでいない。県から管理者に改善を求めてほしい。

【対応・結果の概要】

駐車場の管理者に連絡し、状況を確認。当該駐車場には、障害者等用駐車場スペースが2台分しかないため、屋根を付けてスペースを増やすための工事を行っている。工事期間中、別の場所にスペースを確保しているとのことだったが、既存の駐車スペースに案内看板等は設置されていなかった。

県から駐車場の管理者に連絡し、既存の駐車スペースを利用しようとした方が代替スペースを利用できるよう案内看板の設置を依頼し、了承を得ることができた。

【区分】意見・要望**◇所見**

- ・障害者等駐車場に工事資材等が置かれているという状況は望ましい状態ではありませんが、障害のある人等の利便性の向上が目的であり、代替の駐車場スペースも確保されていました。また、県が案内看板を設置するよう依頼したところ快く了承いただくことができました。
- ・県として、今後も建設的な対話により、共生社会の実現に向けて理解を促してまいります。

【事例4】

障害への理解不足による不適切な対応について

【相談者】

当事者の母親

【相談の内容】

発達障害のある子供と博物館へ行った際、子供は体幹が弱く疲れやすいため、ベンチで横になる子供を介護していた。監視員が「座ろうね」と子供に声を掛けたところ、知らない人に声をかけられると緊張と怖さで笑ってしまうため、ふざけていると勘違いされ、外に出るように言われた。抗議をしたが納得がいかない。

【対応・結果の概要】

県から博物館に電話し副館長に状況を確認した。ベンチで寝ていた場所が VTR を流しているソファの前だったので、別のソファへの移動をお願いしたが、言い方が十分でなかったと詫びられた。

このことを相談者に伝え、納得し県の対応に感謝をされた。

【区分】不快・不満／発達障害**◇所見**

- ・障害の特性を理解せずに行った言動が原因で生じた事案であると思われます。県が相談を受け、事業者に聞き取りや説明を行った結果、お互いの理解を得ることができました。
- ・県民の障害の理解を深めるため、引き続き周知啓発を行ってまいります。

(4)相談活動のまとめ

条例施行後の7年目である令和7年度は、引き続き丁寧な相談対応を行うよう努めました。また、県に寄せられた相談事案に適切に対応できるよう、県だけで判断するのではなく、有識者から助言を受けながら対応にあたりました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景がある方から、幅広い分野や場面での相談が寄せられています。

相談者に寄り添い、どのような相談でもまずは傾聴し、相手方から聞き取りを行った上で、第三者の立場から解決に向けた調整を行いました。また、明らかに差別や合理的配慮の不提供に関するものではないと判断した相談については、適切な関係先に相談者の主訴を伝えた上で対応を依頼しました。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

相談員には、様々な相談に適切に対応するための高い専門性が求められており、日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

また、毎年行われる内閣府主催の「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化及び相談対応力向上ブロック研修会」に参加するとともに、近隣府県で定期的に差別解消を担当する相談員や担当者による合同研修会・意見交換会を合同で開催し、相談員の相談対応能力の向上や日頃の相談員相互の意見交換の土壌の形成を図っています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に障害者差別解消法や条例の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらしかけることが重要です。

こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めました。

また、事業者に対する周知啓発については、事業者にとって相談解決に携わることが、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)の実現に繋がり、事業者の事業展開にとっても大切なことを伝え前向きな対応をしていただくことに心がけました。

そのような観点から令和6年4月から障害者差別解消法で事業者による合理的配慮の提供が義務となったことを周知し、これまで条例で義務となっていたことと併せてさらに合理的配慮の提供に対する認識が深まるように努めました。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者はどこに、どのように相談すればいいかわからず、当窓口相談されることがあります。その場合はまず、相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行うようにしました。

オ 県外自治体との連携

相談事案の関連先が県外である場合には、日頃の連携体制を通じて該当府県の相談窓口と情報の共有を行いました。

カ 事例検討会議の開催

障害者差別に関する解決困難事例の対応策の検討および相談事例に関する分析評価等について学識経験者等による助言等を受けるため「障害者差別解消アドバイザー」を設置しました。

(1)アドバイザー

- ・尾上浩二氏(NPO 法人 DPI 日本会議副議長)
- ・北野誠一氏(元滋賀県障害者施策推進協議会会長)
- ・竹下育男氏(せせらぎ法律事務所弁護士)

(2)実施実績

- ・令和7年6月12日(竹下氏のみ)
- ・令和7年10月7日
- ・令和8年2月9日

3 その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

ア 委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

また、令和7年度は同委員会に条例見直し検討部会を設置し、条例の見直しについて有識者に議論いただき、条例見直しの方向性を決めました。

イ 令和7年度開催結果

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

◇第1回(令和7年7月2日(水))

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の令和6年度の実施状況等について
- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直し検討について
- ・条例見直し検討部会の設置について
- ・合理的配慮の提供に係る助成金について
- ・地域相談支援員(地域アドボケート)の改選について

◇第2回(令和8年1月30日(金))

- ・委員長の選出について
- ・条例見直し検討部会委員の指名について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて(諮問)
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討状況について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル案について
- ・地域相談支援員(地域アドボケート)の新体制および研修について
- ・令和7年度の主な啓発に関する実施状況等について(概要報告)

◇第3回(令和8年3月13日(金))

- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討の報告について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し答申案について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和7年度の実施状況等について(概要報告)
- ・令和8年度の県予算案(共生社会づくり条例関連)の概要について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアルの修正の報告について

(2)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会条例見直し検討部会

◇第1回(令和7年8月5日(火))

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直し検討について

◇第2回(令和7年 10 月 31 日(金))

- ・定義の精緻化について
- ・事前的改善措置について
- ・有識者からの助言について
- ・あっせんの申立ての充実について
- ・優先調達について
- ・事前アンケートへの県の考え方

◇第3回(令和8年2月6日(金))

- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例見直し答申素案について
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル案について

(2)地域アドボケーター研修の実施

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであることから、障害のある方が身近に相談することができるよう、福祉圏域ごとに地域相談支援員(地域アドボケーター)を設置しており、相談者からの相談を県の相談員に繋ぐ役割を担っていただいています。地域アドボケーターが適切に業務を実施することができるよう、障害、障害者および障害の社会モデルに関する理解を深め、活動に必要な知識とスキルを習得するための研修会を実施しました。

研修会には県の障害者差別解消相談員も参加し、講師による講義の他、相談対応のロールプレイにより知識やスキルの習得を図るとともに、地域アドボケーター同士や県の相談員との情報交換を行い、相互の連携強化を図りました。

ア 令和7年度開催結果

- ・日時 令和8年2月4日
- ・場所 滋賀県庁東館7階大会議室
- ・参加者数 23 人(アドボケーター21 人、県障害者差別解消相談員2人)
- ・内容 講義「相談にのるということ」
講師 坂本 彩氏(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員)
アドボケーターマニュアルの説明
演習(ロールプレイ)



(3)普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かり

やすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア わた SHIGA 輝く国スポ障スポ 2025 における啓発

開閉会式会場の「おもてな SHIGA エリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し、大会への来訪者に対して啓発を行いました。

当課と県健康医療福祉部内の医療福祉推進課と健康しが推進課が連携してスタンプラリーを実施し、3ブースで体験を行い、スタンプを集めるとクッキーがもらえる企画を実施しました。

- (1) 日程 令和7年9月28日(国スポ開会式)
令和7年10月27日(障スポ閉会式)
- (2) 場所 開閉会式会場「おもてな SHIGA エリア」
(彦根総合スポーツ公園内)
- (3) 参加者数
 - ・国スポ開会式(R7.9.28) 約250人
 - ・障スポ閉会式(R7.10.27) 約400人



イ 「近畿弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会夏期研修会」における講演

「障害者差別のない共生社会づくりに向けて」をテーマに近畿弁護士会の夏期研修会が開催され、パネルディスカッションのパネリストとして登壇し、条例や条例に基づく取組、相談事例の報告等を行った。

- (1) 日時 令和7年9月5日 13:00~16:00
- (2) 場所 滋賀弁護士会4会大会議室・Zoom
- (3) 登壇者 滋賀県健康医療福祉部
障害福祉課長 佐藤 雅明



ウ 障害者週間における啓発活動

12月3~9日の障害者週間に合わせ、ポケットティッシュを配布する街頭啓発活動により、条例等の周知を行いました。

- (1) 日時 令和7年12月6日(土)
- (2) 場所 JR草津駅西口・東口、ビバンティ彦根、ブランチ大津京

エ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方の要望に応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣する講座や知的・発達障害の疑似体験を通じた研修事業など、計57回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。



オ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	対象事業の例	令和7年度実績	助成実績
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	3件	折りたたみ式スロープ
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用(上限額10万円)	4件	スロープの設置、手すりの設置
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等(上限5万円)	1件	合理的配慮の理解促進に係る研修
合 計		8件	

カ 共生社会サポーター

条例の理念等に共感し、理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を持つ事業者が、その意思を対外的に表明するためのツールとして、共生社会サポーターステッカーの配付を令和5年3月から開始しました。このステッカーを活用し、条例の理念の普及を図っていきます。

○サポーター事業所数 100 事業所(令和8年3月末現在)



4 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づく相談体制を整備してから7年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は65件でした。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和7年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものと考えられます。また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法律上も義務化されたことを踏まえ、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケートの機能強化

地域アドボケートは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和7年度は地域アドボケートを通じた相談は4件と令和6年度の7件から減少しており、一定数の相談はありますが十分機能している状況とは言えません。

障害当事者等への周知が不足している課題があり、当事者等がより適切な方に相談できるよう、アドボケートのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時にお知らせをするなど、周知に努めています。

引き続き、地域アドボケートの周知に努め、地域アドボケート同士の定期的な情報交換会や差別事例の対応検討など、課題を共有しながらスキルの向上に努め、障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関(ほとんどは障害福祉担当課)で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に寄せられる様々な相談事例を広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道標となることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月1日に施行されたことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となりました。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%(名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%)にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

令和7年度末で条例が施行されてから7年が経過しました。条例の制定時、法律では努

力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供の義務付けや地域アドボケートの設置等、当時としては先駆的な内容となっており、現在でも優れた内容の条例となっています。しかしながら、条例制定後に、国連の障害者権利委員会による総括所見や改正障害者差別解消法の施行などの社会的変化が生じているとともに、差別事例や合理的配慮の提供事例など、様々な事例が蓄積されつつあり、条例施行後の課題も見えてきました。

このような状況から、令和7年度は条例に基づく障害者差別のない共生社会づくり委員会に条例見直し検討部会を設置し、条例の見直しについて検討を行ってきました。

障害者差別のない共生社会づくり委員会による答申の中で、合理的配慮を含む条例における定義の精緻化や県が事業者に対する支援に関する規定、県の相談対応に対する有識者からの助言に関する規定、あっせんの申立の充実に関する規定について条例見直しの方向性が示されました。

県においては、この答申をもとに令和8年度に条例の改正に向けて、各種調整を行ってまいります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を実現するためには、県民一人ひとりが条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行ってまいります。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。 (イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
イ 労働・雇用	労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。 (イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
エ 福祉分野	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
オ 障害福祉分野	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。
カ 医療分野	医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。 (イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
キ 建物・公共交通分野	不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
ク 不動産取引分野	不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
ケ 地域活動分野	県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
コ 情報の提供分野	情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
サ 意思表示の受領分野	意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
シ その他	アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。

(令和7年度末現在)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
(任期：2027年10月31日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	氏 名
(社福)滋賀県社会福祉協議会	安部 恵理
滋賀県市長会	伊藤 仁文
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	大西 孝雄
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	奥村 清和
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	河島 京子
滋賀県医師会	木村 隆
滋賀県特別支援教育研究会	木村 政秀
滋賀県障害者自立支援協議会	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	杉山 更紗
(特非) J D Dnet滋賀	高木 節子
滋賀弁護士会	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	田中 和秀
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	中西 久美子
立命館大学スポーツ健康科学部	永浜 明子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	宮川 草平
(特非) 滋賀県難病連絡協議会	山根 寿美子

(令和7年度末現在)

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケート）一覧 【令和8年1月1日現在】

圏域	所属または 居住市町	氏名	電話	FAX	E-Mail	これまでの経験や得意・専門分野について
大津圏域	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	090-4906-5828	077-579-2261	ishiguro.jcp@yahoo.co.jp	・市議会議員をしていたので、様々な分野での相談を受けていた。 ・専門分野としては知的障害者の子どもがいるので、知的障害者に関することはある程度わかる。 ・生活保護などの暮らしの大変さについてもある程度詳しい。
	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	-	-	niwaniwa.shiga@gmail.com	・成人期に診断を受けた発達障害の当事者です。 ・当事者会を主宰して10年目になりました。 ・障害者枠で就労中です。 ・社会福祉士、LGBTQのご相談にも対応可能です。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	080-6183-4996	-	shouri2030v@yahoo.co.jp	・精神障害の当事者が当事者に関わります。 ・ピアサポート活動をしており、大津市の精神障害のピアサポートグループであるピアサポートWISHで活動している。
	大津視覚障害者協会	松浦 勝彦	090-5093-4848	-	-	・大津市視覚障害者協会現会長（及び元会長） ・JRP5元会長 ・大津市元相談員（10年程度）
	障害者差別のないおおつをめざす会	宮崎 康之亮	077-500-6599	077-500-6599	fumifumisukisuki@softbank.ne.jp	
	高次脳機能障害者の会しが	森岡 治美	090-6979-0107	077-534-2882	-	・高次脳機能障害者の会しかの会員です。 ・高次脳機能障害の当事者の家族として当事者や家族の日常（例えば悩みなど）のサポートや相談などを開催しています。
	大津市ろうあ福祉協会	安岡 まち子	-	-	-	
湖南圏域	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	090-9092-0764	-	mohhata@hotmail.co.jp	・守山市精神障がい者と家族の会さざなみ元会長 ・みんなの居場所（守山市委託事業）、守山市障がい者相談員、地域アドボケート、もろどう会あじさい園（B型事業所）理事長
	野洲市	角谷 美喜子	090-4304-4112	-	-	野洲市手をつなぐ育成会所属、重度知的障害のある娘を持つ母です。
	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	077-552-3249	077-553-6187	-	
	草津手をつなぐ育成会	中島 由里子	090-5241-3053	077-568-0535	yuri.nakaji.1102@outlook.jp	・重度の知的障害（自閉症）の娘がいます。 ・現在NPO法人草津手をつなぐ育成会の理事長です。 ・知的・発達障がい、疑似体験啓発キャラバン隊「びわこ六めだか隊」副隊長、知的障害者相談員、民生委員児童委員（主任児童委員）、ペアレントメンター、草津市人権・同和教育推進協議会副会長、その他草津市の委員をいくつかさせていただいています。
	滋賀自閉症研究会たんぽぽ	福永 ナナ子	-	-	adovo2025n@gmail.com	・中度知的障害を併せもつ自閉症者の保護者です。 ・NPO法人滋賀自閉症研究会たんぽぽの代表を15年務める。 ・ペアレントメンターの研修を令和元年より受講し相談を草津市でうけたことがあります。 ・“自閉症という障害”について30年間勉強を続けています。
	栗東市視覚障害者福祉協会	山中 淳喜	090-8574-5813	-	yamanaka3@live.jp	・栗東市視覚障害者福祉協会会長 ・栗東市障害者相談員（令和7年～9年） ・滋賀県地域アドボケート（令和5年～現在）
甲賀圏域	湖南省障がい児者団体連絡協議会	上野 実	0748-75-4651	0748-75-4651	ueno-tsuyam@nike.eonet.ne.jp	障がい児者団体で活動しています。
	社会福祉法人権の木会	太田 正則	080-2515-3905	0748-77-5588	ochiho-soudan.ikai@docomo.ne.jp	知的障害児者支援に従事。
	甲賀・湖南権利擁護支援センターばんじー	桐高 とよみ	080-2458-2341	-	kiritaka@pan-g.com	・社会福祉士 ・権利擁護支援センター所長
東近江圏域	近江八幡市	喜多川 みどり	0748-37-6542	0748-37-6542	-	
	東近江市	夏原 稔	0748-23-4433	0748-23-4433	-	・東近江市身体障害者更生会会長2期 ・東近江市身体障害者相談員20年 ・東近江市民生児童委員4期
湖東圏域	彦根市	奥村 ますみ	090-1391-7602	-	iyasi@home.nifty.jp	・彦根市精神障害者家族会（集まろう会）役員 ・滋賀県精神障害者家族会連合会（場の会）役員
	特定非営利活動法人障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	090-1486-6051	-	-	
	彦根市	岸田 清次	0749-28-0225	0749-28-0225	-	障害者福祉全般
	彦根市	西田 信子	090-5673-2389	-	-	・特定非営利活動法人彦根手をつなぐ育成会理事長 ・彦根市障害者福祉推進会議専門委員など（障害者福祉推進員） ・（杜福）とよさと ステップアップ21 評議員 ・中・高教員免許及び特別支援学校教諭免許取得
湖北圏域	長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	0749-89-0571	0749-89-0571	-	・長浜市手をつなぐ育成会副会長 ・長浜市しょうがい福祉委員
	一般社団法人マルチスイッチ	木村 寛子	090-1674-5557	-	multh@zb.ztv.ne.jp	・ピアカウンセラー ・社会福祉士 ・当事者活動団体代表理事
	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ	090-8889-3049	-	-	
	社会福祉法人ばとてファーム事業団	佐野 武和	0749-68-0171	0749-65-5735	potato01@ia8.itkeeper.ne.jp	障害者自立生活センター人権担当（20年をこえる）
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	-	-	rieko.zaru.555@gmail.com	
高島圏域	高島市	谷口 まゆみ	-	-	mayumimarugoto@gmail.com	
	高島市	保木 裕美	-	-	-	